

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 峰 儀 則

小山市監査委員 安 藤 良 子

## 記

### 1. 監査対象

総務部	文書館		
市民生活部	小山城南出張所	中出張所	絹出張所
保健福祉部	もみじ保育所	間々田北保育所	城北保育所
教育委員会	小山城南小学校	乙女小学校	羽川西小学校
	美田中学校	中公民館	絹公民館
	車屋美術館		

### 2. 監査期日

令和3年5月27日

### 3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた令和2年度の資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

### 4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。